

# 目次

第1章	GAPとは.....	4
1.	GAPの基本.....	4
2.	リスクを小さくするための取組み.....	7
3.	日常的取組み.....	8
4.	第三者による評価.....	9
5.	日本のGAPの現状.....	11
第2章	グローバルGAPの特徴.....	15
1.	国際標準.....	15
2.	厳格な第三者認証.....	18
3.	「なぜ？」を考える.....	19
4.	グローバルGAPのメリット.....	22
5.	グローバルGAP認証取得の前に.....	23
第3章	グローバルGAP認証の取得に向けて.....	25
1.	グローバルGAP認証取得までの流れ.....	25
2.	認証取得に向け最低限行うべきこと.....	26
①	リスク評価を行う.....	26
②	記録を残す.....	27
③	管理点と適合基準（チェックリスト）に目をとおす.....	30
④	グローバルGAP規格の中身を理解する.....	39
⑤	一つの対応で管理点をまとめてクリア.....	41
第4章	認証取得に向けた具体的取組み.....	45
1.	個別認証の取得.....	45
①	最初の一步.....	45
②	記録と保管.....	46
④	審査結果と対応.....	49

2. グループ認証の取得.....	51
① 個別認証との違い .....	52
② 内部検査員、内部監査員 .....	53
③ グループ全体の最初の一步.....	55
④ 審査とコスト.....	56
⑤ グループ認証のメリット、デメリット .....	59
3. 認証の維持・継続.....	61
第5章 グローバルGAPを活用した経営改善.....	62
1. サイトの管理.....	62
2. 残留農薬基準値超過.....	65
3. 農薬の保管 .....	69
4. 微生物汚染 .....	73
5. 農作業中の事故.....	77
6. 機械と設備 .....	80
7. 危害要因と応急措置.....	83
8. 働く人の福祉.....	84
9. アレルゲン対策.....	85
第6章 輸出への活用 .....	88
1. 検疫 .....	89
2. 残留農薬基準.....	90
3. ハラール.....	91
4. 表示 .....	92
5. GAP .....	93
第7章 国内の食品衛生管理 .....	94
第8章 グローバルGAP認証取得者からの声.....	95

# 第1章 GAPとは

## 1. GAPの基本

GAPとは、Good Agricultural Practiceの頭文字を取ったものです。

そのまま訳せば『よい農業の実践』ということです。

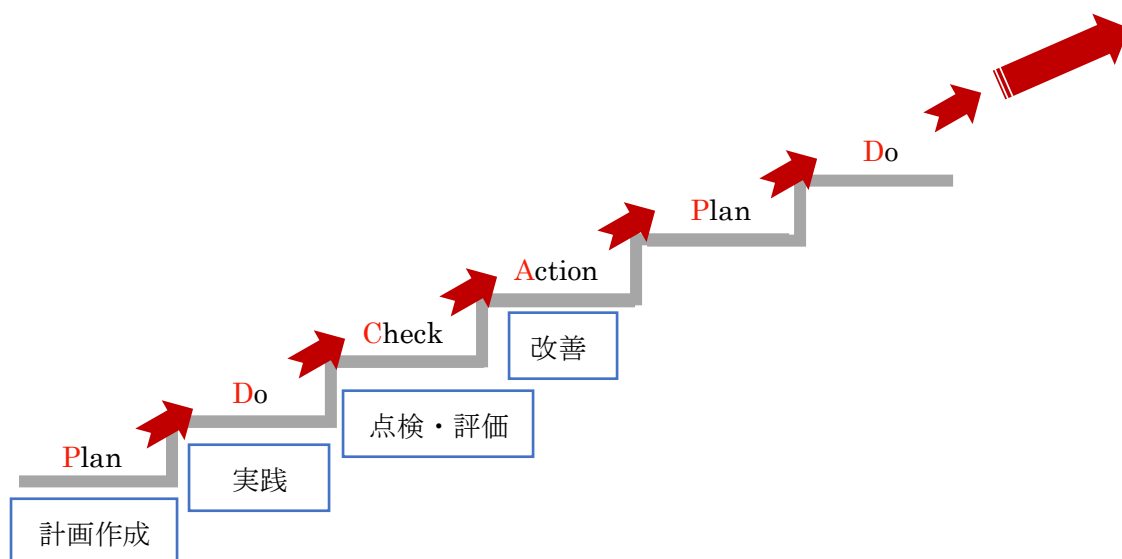
日本国内では、農業生産工程管理とか適正農業規範と呼ばれており、農業生産現場における継続した改善活動として取組まれています。

グローバルGAPの目標は『持続可能な農業の実践』であり、そのために農業経営の改善を進めていくことが必要となります。

これは、PDCAサイクル、つまり

P(Plan=計画作成)→D(Do=実践)→C(Check=点検・評価)→A(Action=改善)を回していくということであり、経営者も従業員も自分たちの頭で考えて、改善活動を続けていくことです。

グローバルGAPにおいては、取組むべき事項が管理点として整理されており、審査の際にはきちんと取組まれているかどうかということの確認が行われていきます。



## 【GAPの3本柱】

グローバルGAPの目標である持続可能な農業の実践

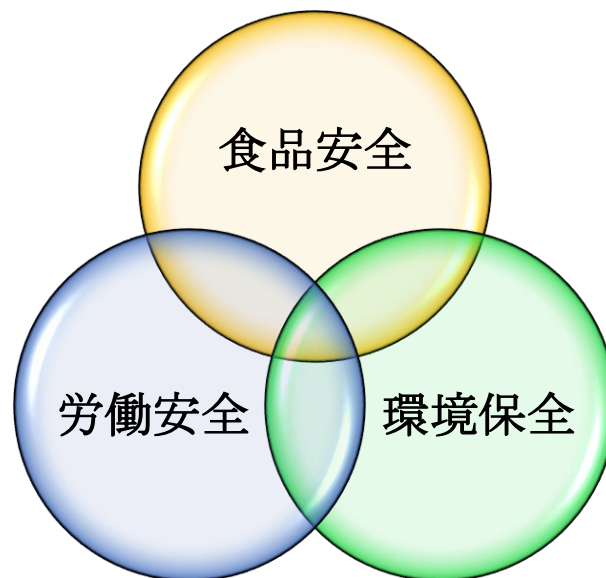
↓ (そのために必要なことは)

農業経営の改善＝農業経営中のリスクの低減活動

↓ (リスク低減のための管理ポイントは)

農業経営中の主要な管理点は、食品安全、労働安全、環境保全の三本柱

(これに人権保護を入れて、4本柱とも言います。)



### 食品安全

- ・農産物の微生物による汚染の低減
- ・残留農薬基準の遵守 等

### 労働安全

- ・農作業中の事故の回避
- ・熱中症予防の徹底 等

### 環境保全

- ・地下水への影響に配慮した肥料の使用
- ・農業生産で生じた廃棄物の適正な処理 等

## 事例

### 隣接圃場へのドリフト予防措置は

自らが周辺圃場に迷惑をかけないようにするという項目であり、対応していかなければいけません。

### 一方、隣接圃場からのドリフト予防措置は

逆に周辺圃場からのドリフトへの対応になるので、周辺との連携が必要になってきます。後ほど説明しますが、この隣接圃場からのドリフト予防措置はレベルのところで「推奨事項」と書かれています。

つまり、義務ではないが取組んでいた方がよいという項目になります。

 チェックリスト CB.7.4.1 をご覧ください。

チェックリスト CB.7.4.1 = ⑩登録された出荷前期間の遵守

CB 7.4	収穫前期間（花卉および観賞用植物は適用除外）		
CB 7.4.1	登録された収穫前期間に従っていますか。	防除記録や作物収穫日といった、明確に書かれた文書によって、作物に散布した農薬及び特定防除資材のすべての収穫前日数を守っていることが実証できる。継続的に収穫を行なう場合は特に、その農地や果樹園、温室ごとに（例えば警告標識、散布時間の表示等によって）、全ての収穫前期間に適合することを確実にするための適切なシステムがある。7.6.4 参照。花卉と観賞用植物以外、適用除外禁止。	上位の義務

登録された出荷前期間の遵守についても、日本の場合には収穫前何日という形で農薬の容器のラベルに記載されているので、それをきちんと守ればよいということです。

その上で、記録をきちんと残しておけば、収穫前期間を守っていることを実証することができます。

管理点や適合基準については、もちろんそれぞれの国の法律や制度が優先されます。

特に、「収穫前日」の考え方については、間違った指導が行われている例が多いので、注意してください。

詳しくは、「法令違反リスク—農薬編—」を参考にいただければと思います。

